

伊 勢 市 公 報

第 232 号
平成 27 年 7 月 6 日
月 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務の委託について	2
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	3
○ 伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納の事務の委託について	4
○ 確認を行った特定教育・保育施設について	5
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	9
公 告	
○ 犬の抑留について	10
○ 公示送達	11
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	12
○ 農用地利用集積計画について	13
○ パブリックコメントの実施について	14
消防本部公告	
○ 指定催しの指定について	17

伊勢市告示第 77 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 27 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

四日市市新正 4 丁目 1 番 1 号チトセビル 3 階

三重コニックス株式会社

代表取締役 吉田 治伸

2 委託期間

平成 27 年 7 月 4 日から平成 27 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 78 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 6 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 塩 井 啓 介

伊勢市藤里町 189 番地 57

変更後 梅 田 篤

伊勢市藤里町 189 番地 100

伊勢市告示第 79 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 27 年 6 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市本町 16 番 2 号

公益社団法人 伊勢市観光協会

会長 濱田 典保

2 委託期間

平成 27 年 7 月 11 日から平成 27 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 80 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設として確認したので、同法第 41 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 27 年 6 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 確認の年月日

平成 27 年 4 月 1 日

2 確認を行った特定教育・保育施設

	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	施設の種類
1	伊勢市	伊勢市立明倫保育所	伊勢市吹上 2 丁目 11 番 42 号	保育所
2	伊勢市	伊勢市立浜郷保育所	伊勢市黒瀬町 1637 番地	保育所
3	伊勢市	伊勢市立大世古保育所	伊勢市大世古 4 丁目 2 番 13 号	保育所
4	伊勢市	伊勢市立保育所 きらら館	伊勢市常磐 2 丁目 4 番 40 号	保育所
5	伊勢市	伊勢市立二見浦 保育園	伊勢市二見町 2068 番地 1	保育所

6	伊勢市	伊勢市立五峰保育園	伊勢市二見町山田原 446 番地 1	保育所
7	伊勢市	伊勢市立高城保育園	伊勢市二見町今一色 874 番地 398	保育所
8	伊勢市	伊勢市立保育所 あけぼの園	伊勢市小俣町明野 1653 番地	保育所
9	伊勢市	伊勢市立保育所 しらとり園	伊勢市小俣町湯田 359 番地	保育所
10	伊勢市	伊勢市立保育所 ゆりかご園	伊勢市小俣町本町 444 番地	保育所
11	伊勢市	伊勢市立御菌第一保育園	伊勢市御菌町長屋 416 番地 1	保育所
12	伊勢市	伊勢市立御菌第二保育園	伊勢市御菌町高向 731 番地	保育所
13	社会福祉法人 大湊福祉会	大湊保育園	伊勢市大湊町 1080 番 地 1	保育所
14	社会福祉法人 一色福祉会	一色保育園	伊勢市一色町 1316 番 地	保育所
15	社会福祉法人 徳風会	村松保育園	伊勢市村松町 143 番 地 1	保育所
16	社会福祉法人 瑞穂福祉会	船江保育園	伊勢市船江 3 丁目 11 番 43 号	保育所
17	社会福祉法人 山際福祉会	たけのこ保育園	伊勢市常磐町 74 番地 5	保育所

18	社会福祉法人 カトリック三 重カリタス会	マリア保育園	伊勢市岡本1丁目2 番33号	保育所
19	社会福祉法人 東大淀福祉会	東大淀保育園	伊勢市東大淀町2番 地12	保育所
20	社会福祉法人 豊浜西福祉会	豊浜西保育所	伊勢市磯町1736番地	保育所
21	社会福祉法人 一字郷福祉会	みどり保育園	伊勢市矢持町426番 地	保育所
22	社会福祉法人 有滝福祉会	有滝保育園	伊勢市有滝町2102番 地55	保育所
23	社会福祉法人 南勢福祉会	中須保育園	伊勢市中須町416番 地43	保育所
24	社会福祉法人 佐八福祉会	佐八保育園	伊勢市佐八町728番 地2	保育所
25	社会福祉法人 宮山	みややま保育園	伊勢市旭町348番地	保育所
26	社会福祉法人 こころ	なかよし保育所	伊勢市勢田町642番 地3	保育所
27	社会福祉法人 むげんのかの うせい	えがお保育園	伊勢市小俣町元町 569番地	保育所
28	社会福祉法人 宮山	あけの保育園	伊勢市小俣町新村 558番地20	保育所

29	伊勢市	伊勢市立神社幼稚園	伊勢市神社港 295 番地 20	幼稚園
30	伊勢市	伊勢市立城田幼稚園	伊勢市上地町 1537 番地 4	幼稚園
31	伊勢市	伊勢市立小俣幼稚園	伊勢市小俣町本町 1 番地	幼稚園
32	伊勢市	伊勢市立明野幼稚園	伊勢市小俣町明野 1481 番地	幼稚園
33	学校法人 明倫幼稚園	明倫幼稚園	伊勢市岡本 1 丁目 18 番 65 号	幼稚園
34	伊勢市	伊勢市立しごうこども園	伊勢市一字田町 891 番地 1	幼保連携型 認定こども園
35	学校法人 修道幼稚園	修道こども園	伊勢市楠部町 48 番地 40	幼保連携型 認定こども園
36	学校法人 マリア学園	暁の星こども園	伊勢市小俣町本町 1336 番地 伊勢市小俣町宮前 475 番地 1	幼保連携型 認定こども園
37	学校法人 前島学園	和順こども園	伊勢市小俣町元町 214 番地 3	幼稚園型認 定こども園

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 27 年 6 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
177	森島住設	伊勢市東大淀町 568 番 地 3	平成 27 年 6 月 10 日

伊勢市公告第 42 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 6 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	上野町	ミニチュア ピンシャー	黒	雄	小	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 27 年 6 月 18 日

3 抑留期限 平成 27 年 6 月 25 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 43 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 27 年 6 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 44 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、二見まちづくりの会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 27 年 6 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事務所の所在地

変更前 伊勢市二見町茶屋 209 番地 二見公民館内

変更後 伊勢市二見町茶屋 348 番地 二見老人福祉センター内

伊勢市公告第 45 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 27 年 6 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 46 号

伊勢市手話言語条例を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市手話言語条例（案）を公表します。

なお、伊勢市手話言語条例（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 27 年 6 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する条例案

伊勢市手話言語条例（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部高齢・障がい福祉課
- (2) 総務部総務課
- (3) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (4) 二見総合支所地域振興課
- (5) 小俣総合支所地域振興課
- (6) 御園総合支所地域振興課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所

- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) 伊勢市福祉健康センター
- (21) ハートプラザみその
- (22) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 27 年 7 月 1 日（水）

至 平成 27 年 7 月 31 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案
に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名及び住所を明記の上、「伊勢市手話言語条例（案）」に対する意

見として、伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課 伊勢市役所東庁舎 1階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市役所 高齢・障がい福祉課

ファクシミリ 0596-20-8555

電子メール kousyo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成27年7月31日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課 電話 0596-21-5558

伊勢市消防本部公告第1号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

平成27年6月24日

伊勢市消防長 竜田博史

- 1 指定催しの会場
伊勢市宮川河畔（度会橋上流）（別紙）
- 2 指定催しの名称
第63回伊勢神宮奉納全国花火大会
- 3 主催者
伊勢神宮奉納全国花火大会委員会
会長 伊勢市長 鈴木 健一

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。